

電子書籍 一式 質問への回答

No.	質問内容	回答
1	<p>入札説明書12(4)について ・電子書籍一式は海外商取引に関しリバースチャージ代が発生します。仮に手数料本体価 200,000 リバースチャージ代3,800,000 本体価計 4,000,000 消費税 20,000 税込契約額計 4,020,000とした場合、4,020,000を100/110で除した3,654,546を入札金額に記載すればよいか。それとも本体価 4,000,000を記載すればよいか。</p>	<p>税込契約額計を100/110で除した額を入札金額に記載ください。</p>
2	<p>「ID/パスワードによる認証方法とする。」とあるが、現在の利用方法と同様といった認識でよろしいか。</p>	<p>そのとおりでございます。</p>
3	<p>納入期限について 令和6年1月1日とあるが、左記の期日に接続設定が可能であることを確認し、それをもって「納入」と見做されるということか。 ※電子媒体のため物理的な「納入」はない</p>	<p>そのとおりでございます。</p>
4	<p>1年間の利用、すなわち令和6年1月1日～令和6年12月31日まで利用するという理解でよろしいか。</p>	<p>そのとおりでございます。</p>